

「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策（案）に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施結果について

1 意見の募集期間

令和元年12月23日（月）から令和2年1月22日（水）まで

2 寄せられた意見

2名 15件

3 意見の内容と県の考え方

【制度の是非、税額、周知啓発等に関すること】

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>多種多様な所有者の事情により荒廃した森林を整備して、森林機能の回復をはかる事業の継続は喜ばしく思います。</p> <p>萩地域では、竹林の荒廃が目立っているが、全伐と竹林整備の両建てにして、竹の活用を考慮してもらいたい。</p> | <p>荒廃森林の機能回復をはじめとした豊かな森林づくりの一層の推進に向け、「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策に沿って、計画的に事業を進めてまいります。</p> <p>なお、県民税事業では、山地災害の防止をはじめ、水源のかん養、快適な生活環境の形成など森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させることを目的に森林整備を実施しております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>今回の「案」、基本的には「やまぐち森林づくり県民税」の同額継続、と認識しております。</p> <p>現在の当「県民税」は、毎年の税収がほぼ算出可能なものと思われまます。</p> <p>一方、「森林整備」に必要な予算、緊急な整備が必要な案件の予算もある程度の算出が可能、と考えます。</p> <p>「一定の税収を確保し、その税収で対策を実施する」のも大切ですが、「緊急対策のための一定期間税収増（税率/税額増）」の対応も必要と感じます。</p> | <p>税率、税額については、第4期対策（案）に係る事業規模や県民アンケート調査結果等踏まえ、「同額継続」としたものです。</p> <p>なお、第4期対策におきましても、地域の特性やニーズ、緊急性等を考慮しながら、計画的に事業を進めてまいります。</p> |
| 3 | <p>本文中では「県民アンケート調査では、9割を超える方々が、県民税事業の継続に理解を示され」としてありますが、「参考資料①」の「1 県民アンケート調査結果の概要」では、「[有効回答] 個人：427件（回答率：36%）、企業：422件（回答率：</p> | <p>アンケートの実施結果については、県民の皆様意向を把握する上で、統計的にも有意な回答を得られたと考えております。</p> <p>アンケートの詳細については、山口県/森林企画課のホームページでご覧いただけます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>53%)」となっております。</p> <p>個人分回収が約1/3、企業分回収が約1/2のアンケートで「継続に理解」と判断するのは早計と考えます。</p> <p>アンケート結果の再精査を御願い致します。</p> | <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17700/kenmin-1/201411110001.html</p> |
| 4 | <p>アンケートの個人分回収が約1/3、企業分回収が約1/2というのは、県行政の当施策についての県民・県内企業組織団体への通知広報PR不足、当施策についての県民・県内企業組織団体の無関心が見て取れると感じます。</p> <p>通知広報PR強化を御願い致します。</p> | <p>やまぐち森林づくり県民税の周知につきましては、今後も様々な活動、機会を通じて、理解促進に努めてまいります。</p> |

【パブリック・コメント等に関すること】

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|--|
| 5 | <p>当案件、「案」2頁、参考資料6頁×2点という内容ですが、本来関係法令等も参照しての意見送付をすべきと考えます。</p> | <p>いただいたご意見については、今後パブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>その様な案件を、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計9案件実施(12/27時点)の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の体を成していないと考えます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p> <p>(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としてあるかどうか明示願います。)</p> | <p>本パブリック・コメントは山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しており、再意見募集の実施等の予定はありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後パブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 7 | <p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p> <p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p> | |
| 8 | <p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」「募集時期集中時の期間延長」等について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>前述対応が無かった場合は、「なぜ県として対応をしなかったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p> <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p> | |
| 9 | <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> | |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p> | |
| 10 | <p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p> <p>(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。なお新聞の「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)には、今回は他案件と合わせてパブリックコメント/県民意見募集実施に関する記載があったと記憶しております。)</p> | <p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和2年1月11日の山口新聞)により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効率的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p> |
| 11 | <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由(今回の当案件は記載があった理由)を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われま。す。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p> | |
| 12 | <p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> | |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。）</p> | |
| 13 | <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p> | |
| 14 | <p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。</p> <p>(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p> | <p>パブリック・コメントの実施のほか、学識経験者や公募委員などで構成される「やまぐち森林づくり推進協議会」や、市町、関係団体等からの意見を聞きながら、「やまぐち森林づくり県民税」第4期対策を検討したところです。</p> |
| 15 | <p>年代表記が元号のみ、西暦のみ、双方併記が混在している様に見受けられます。</p> <p>分かりやすくするため西暦への統一または全て双方併記を宜しく御願い致します。</p> | <p>ご指摘の意見について、今後の実施に際し、参考にさせていただきます。</p> |